

別表第八 地下水の揚水施設の構造基準(第二十九条、第七十二条関係)

地域の区分	吐出口の断面積による 区分	揚水施設の構造基準	
		ストレーナーの位置(地 表面下単位メートル)	揚水機の出力(単位 キ ロワット)
一 足立区(荒川左岸 の地域に限る。)、 ◆飾区及び江戸川 区(荒川左岸の地域 に限る。)の地域	六平方センチメートル 以下	—	二・二以下
	六平方センチメートル を超え二十一平方セン チメートル以下	六五〇以深	—
二 墨田区、江東区、 北区、荒川区、板 橋区、練馬区、足 立区(荒川右岸の地 域に限る。)及び江 戸川区(荒川右岸の 地域に限る。)の地 域	六平方センチメートル 以下	—	二・二以下
	六平方センチメートル を超え二十一平方セン チメートル以下	五五〇以深	—
三 千代田区、中央 区、港区、新宿区、 文京区、台東区、 渋谷区、中野区、 杉並区、豊島区、 武蔵野市、三鷹市、 小金井市、小平市、 東村山市、東大和 市、清瀬市、東久 留米市、武蔵村山 市及び西東京市の 地域	六平方センチメートル 以下	—	二・二以下
	六平方センチメートル を超え二十一平方セン チメートル以下	五〇〇以深	—
四 品川区、目黒区、 大田区、世田谷区、 八王子市、立川市、 青梅市、府中市、 昭島市、調布市、 町田市、日野市、 国分寺市、国立市、 福生市、狛江市、 多摩市、稲城市、 あきる野市、羽村	六平方センチメートル 以下	—	二・二以下
	六平方センチメートル を超え二十一平方セン チメートル以下	四〇〇以深	—

市、西多摩郡瑞穂 町及び同郡日の出 町の地域			
------------------------------	--	--	--